

議案第45号

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

上記の議案を提出する。

令和3年12月23日

提出者 板橋区教育委員会教育長 中川 修一

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年板橋区  
条例第11号）付則第1項ただし書に規定する規定（別表(2)中学校の部同  
上板橋第二中学校の項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和4年4月  
1日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を  
定める必要がある。

3板教新学第189号  
令和3年11月12日

教育総務課長 様

学校配置調整担当課長  
久保田 智恵子  
(公印省略)

教育委員会への付議について (依頼)

標記の件について、令和3年12月23日開催予定の第24回教育委員会へ付議願います。

記

1 付議依頼案件

「東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則」の制定

2 付議内容

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例(平成29年板橋区条例第11号)付則第1項ただし書きに規定する規定の施行期日を令和4年4月1日とする。

3 施行日

令和4年4月1日

4 付議理由

令和4年4月1日に、上板橋第二中学校の位置を「板橋区小茂根一丁目2番1号」から「板橋区向原三丁目1番12号」に変更するため。

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月17日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第11号

東京都板橋区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表(1)小学校の部同板橋第九小学校の項を削り、同表(2)中学校の部同上板橋第二中学校の項中「小茂根一丁目2番1号」を「向原三丁目1番12号」に改め、同部同向原中学校の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表(2)中学校の部同上板橋第二中学校の項の改正規定は板橋区教育委員会規則で定める日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。